

私立学校体育施設空調設備整備費補助金の事業募集について（小中高特）

1 補助事業の概要

(1) 補助対象となる施設

学校法人が神奈川県内に設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

(2) 補助対象となる事業

体育施設の空調設備の整備工事及び実施設計

(3) 補助対象経費

ア 熱中症対策のために行う以下の空調設備の整備工事に要する経費

(ア) 空調設備の新設

(イ) 換気設備の新設

イ 補助対象工事に係る設計費

(4) 補助対象経費下限額

1校あたり200万円以上

(5) 補助率

1/2以内（ただし、補助金額は1,500万円を上限額とする。）

(6) 補助金額の算出方法

補助事業に要する経費のうち、補助対象経費（ただし、補助対象経費下限額以上の額）から当該事業のための寄付金その他の収入の額を控除した額に補助率を乗じた額とします。ただし、1,500万円を上限額とします（千円未満の端数切捨て）。

なお、文部科学省が実施する「私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備（私立高等学校等施設高機能化整備費）」の補助対象となっている事業（以下「国補助対象事業」という。）については、当該補助金の交付決定額を「その他の収入の額」として控除することとなります。

(7) その他

本事業については、令和8年度から令和10年度までの3か年の実施を予定しています。

2 補助要件

(1) 補助対象は、交付決定後、令和9年3月31日までの間に事業着手（契約の締結）かつ、契約締結年度内に整備が完了する事業となります。整備の完了とは、原則として、引き渡しを受け、支払いを完了させていることを指します。

ただし、国補助対象事業については、本事業の交付決定前であっても、文部科学省の交付決定日以降の着手を例外的に認めることとします。

(例)

文部科学省の交付決定日：5月1日

県単事業の交付決定日：5月20日 の場合

・県補助事業のみを実施する場合：5月20日以降に着手可能

・国補助事業と県補助事業を実施する場合：5月1日以降に着手が可能（例外的な取扱）

(2) 補助事業の業者選定に当たっては、適正性及び透明性が求められていることから、原則として、国又は地方公共団体の契約方法にならい、入札等の競争により契約先及び契約金額を決定してください。入札を実施することが困難な場合は、3者以上の業者の見積合わせ等により決定してください。ただし、指名競争入札又は見積合わせにおいて辞退した業者は、原則としてこの3者に含めません（指名競争においても3者以上の入札等により決定すること。そのために、指名競争入札に辞退する業者が生じても3者以上となるよう多くの業者を指名する等の工夫を行うこと。）。

(3) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち、一個又は一組の取得価格が50万円以上の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまでの間に、この補助金の交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、取壊し又は廃棄を行いたい場合は、事前に知事の承認が必要となります。

(4) 本事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けることはできません。ただし、文部科学省が実施する「私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備（私立高等学校等施設高機能化整備費）」については、重複して交付を受けることが可能です。

3 提出書類（電子データでご提出ください。）

○ 事業計画書（Excel ファイルのまま）、添付書類及び見積書（PDF ファイル等）

○ 留意点

① 事業計画書（1-2）の作成にあたっては、見積書の項目ごとに記載してください。

（「○○工事一式」等の「一式」の記載は不可）

② 見積書（詳細）については、「一式等」の単位ではなく、例：○箇所、○個、○mなど数量や長さ、立米数、面積等を必ず記載してください。

③ 実施する工事はすべて図面に落とし込み、見積書（詳細）及び図面にそれぞれ番号を付し、番号を一致させてください。また、適宜分かりやすいよう色付けするなど工夫してください。

④ 図面に、数量や長さ、立米数、面積等を記載してください。

⑤ 対象外経費を含めている場合は、見積書の備考欄等に「補助対象外」と記載する（又は、マーカーで着色する）とともに、必ず補助対象経費と補助対象外経費に按分して申請し、按分表も計画調書の提出時に添付してください。設計費や出精値引等においても、必ず按分してください。

⑥ 設備等については、可能な限りカタログを添付してください。